

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十七号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表企画財政部の項第二号金額の欄を次のように改める。

イ 複写機により用紙に複写したもの

一枚（用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を一枚とする。）につき

ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

六十円
十円

ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

一枚につき

八十円

別表企画財政部の項第三号金額の欄を次のように改める。

イ 複写機により用紙に複写したもの

一枚（用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を一枚とする。）につき

十円

ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

六十円

ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

八十円

別表企画財政部の項に次の一号を加える。

(平成六年法律

第五号) 第三十

二条第五項の規

定に基づく支部

報告書等の写し

の交付

書等の写
しの交付
手数料

つては、片面を一枚とする。) につき
一枚 (用紙の両面に複写する場合にあ
り) 一枚につき

十円

口 電磁的記録を光ディスク (日本産業規
格X〇六〇六及びX六二一八一に適合する
直径百二十ミリメートルの光ディスクの
再生装置で再生することが可能なものに
限る。) に複写したもの

一枚につき 六十円

ハ 電磁的記録を光ディスク (日本産業規
格X六二四一に適合する直径百二十ミリ
メートルの光ディスクの再生装置で再生
することが可能なものに限る。) に複写
したもの

一枚につき 八十円

別表都市整備部の項第七十四号中「第一百三十七条の十二第六項」を「第一百三十七
条の十二第十一項」に改め、同項第七十五号中「第一百三十七条の十二第七項」を「第
百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表企画財政部の項第一
号及び第三号の改正規定並びに同表都市整備部の項の改正規定は、公布の日から施
行する。